

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険の引受の要件等について</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088 沿革 <u>平成30年8月1日</u> 一部改正</p> <p>輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050。以下「運用規程」という。）第1条第1項第7号に規定する引受の要件に定めるWTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限、<u>同条同項第8号に規定する引受の要件に定める公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限、同条同項第4号に規定する引受の要件に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第2項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険の引受の要件等について</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088 沿革 <u>平成30年7月10日</u> 一部改正</p> <p>輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050。以下「運用規程」という。）第1条第1項第7号に規定する引受の要件に定めるWTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限、同条同項第4号に規定する引受の要件に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第2項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>1 WTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限 「別紙1 <u>WTO協定における農業に関する協定の対象品目</u>」に掲げる各品目を輸出貨物に含む輸出契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合、当該貨物を附属貨物に含む荷為替手形にあつては、保険関係を成立させることができない。</p> <p>2 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限 (1) 「別紙2 <u>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国</u>」1に掲げる国を荷為替手形の支払人の所在する国とする荷為替手形のうち、<u>船積日から最終決済日までの期間が1年以上の輸出契約に係る荷為替手形であつて当該荷為替手形の支払人が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17-制度-00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「船積日から最終決済日までの期間が1年以上の公的債務者向け荷</u></p>	<p>1 WTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限 別紙1に掲げる各品目を輸出貨物に含む輸出契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合、当該貨物を附属貨物に含む荷為替手形にあつては、保険関係を成立させることができない。</p>	

新	旧	備考
<p><u>為替手形」という。)については、保険関係を成立させることができない。</u></p> <p><u>(2) 「別紙2 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」2に掲げる国を荷為替手形の支払人の所在する国とする荷為替手形のうち、船積日から最終決済日までの期間が1年以上の公的債務者向け荷為替手形であって、手形金額が500万SDR以上(国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上)のものについては、あらかじめ株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)の承認を受けたものに限り、保険関係を成立させるものとする。</u></p>		
<p>3 特定国</p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>次表に掲げる国が支払国になる荷為替手形にあつては、保険関係の成立の承認を行わない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合には、この限りでない。</p> <p>表 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>3 特定国</p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>次表に掲げる国が支払国になる荷為替手形にあつては、保険関係の成立の承認を行わない。ただし、<u>株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)</u>が特に認めた場合には、この限りでない。</p> <p>表 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	
<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<u>平成30年8月1日</u>]</p> <p>この改正は、<u>平成30年8月2日</u>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<u>平成30年7月10日</u>]</p> <p>この改正は、<u>平成30年7月11日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙<u>1</u>] (略)</p>	<p>[別紙] (略)</p>	

新	旧	備考																																																
<p>[別紙2]</p> <p>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国</p> <p>1 対象国</p> <table border="1" data-bbox="125 389 972 828"> <tr><td>アフガニスタン</td><td>イエメン</td><td>ガンビア</td><td>ギニアビサウ</td></tr> <tr><td>キリバス</td><td>キルギス</td><td>サモア独立国</td><td>サントメ・プリンシペ</td></tr> <tr><td>タジキスタン</td><td>チャド</td><td>中央アフリカ共和国</td><td>ツバル</td></tr> <tr><td>トーゴ</td><td>トンガ</td><td>ニジェール</td><td>ハイチ</td></tr> <tr><td>ブルンジ</td><td>マーシャル諸島</td><td>マラウイ</td><td>ミクロネシア</td></tr> <tr><td>南スーダン共和国</td><td>モザンビーク</td><td>モルディブ</td><td></td></tr> </table> <p>2 対象国</p> <table border="1" data-bbox="125 944 972 1303"> <tr><td>ウガンダ</td><td>エチオピア</td><td>ガーナ</td><td>カメルーン</td></tr> <tr><td>ギニア</td><td>ケニア</td><td>コートジボワール</td><td>コモロ</td></tr> <tr><td>コンゴ民主共和国</td><td>シエラレオネ</td><td>セネガル</td><td>ソロモン</td></tr> <tr><td>タンザニア</td><td>バヌアツ</td><td>ブルキナファソ</td><td>ベナン</td></tr> <tr><td>マダガスカル</td><td>マリ</td><td>モーリタニア</td><td>モルドバ</td></tr> <tr><td>リベリア</td><td>ルワンダ</td><td></td><td></td></tr> </table>	アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ	キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ	タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル	トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ	ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア	南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ		ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ	コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン	タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン	マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ	リベリア	ルワンダ			<p>[別表] (略)</p>	<p>[別表] (略)</p>
アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ																																															
キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ																																															
タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル																																															
トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ																																															
ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア																																															
南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ																																																
ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン																																															
ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ																																															
コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン																																															
タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン																																															
マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ																																															
リベリア	ルワンダ																																																	
<p>[別表] (略)</p>	<p>[別表] (略)</p>	<p>[別表] (略)</p>																																																